

こ 支 家 第 196 号
令和 6 年 3 月 29 日

各

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長

 殿

こども家庭庁支援局長
(公 印 省 略)

児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令及び児童扶養手当法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行について

児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 73 号。以下「改正政令」という。）が、令和 6 年 3 月 27 日に、児童扶養手当法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 36 号。以下「改正府令」という。）が、本日公布され、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとされた。

改正政令及び改正府令の内容は下記のとおりであるので、御了知の上、事務処理に遺漏のないようにされるとともに、管内市町村（特別区を含む。）及び福祉事務所に對する周知をお願いする。

記

第 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正に伴う所要の改正

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 30 号）の施行に伴い、保護命令の根拠規定を引用する児童扶養手当法施行令（昭和 36 年政令第 405 号）第 1 条の 2 第 2 号及び第 2 条第 2 号に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 10 条の 2 を追加するなど、所要の改正を行う。

第 2 児童扶養手当認定請求書等における公印の押印省略

「令和 5 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）を踏まえ、児童扶養手当認定請求書及び児童扶養手当所得状況届について、町村長の押印を不要とする。

あわせて、未支払児童扶養手当請求書についても、児童に代わって未払の手当を受け取ろうとする者の押印を不要とする。

なお、児童扶養手当現況届については、公印の押印が不要であるため、取扱いに留意すること。